

徴収不能引当金の計上にかかる細則の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>1 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）では、平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む。）があり徴収不能のおそれがあるが、事業団経理規程（平成25年4月1日改正）には、徴収不能引当金の取扱いに関する定めがなかったため、これまで引当金に計上していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="629 655 1685 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売掛金</th> <th colspan="2">未収金</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額</td> <td>3件</td> <td>3,600</td> <td>77件</td> <td>1,924,655</td> <td>80件</td> <td>1,928,255</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成26年4月1日付で事業団経理規程を改正し、徴収不能のおそれがある債権については徴収不能引当金に計上することと規定しているが（経理規程第57条）、個別の判断基準や算出方法が明確にされていない。</p>		売掛金		未収金		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額	3件	3,600	77件	1,924,655	80件	1,928,255	<p>【是正を求めるもの】 徴収不能引当金の取扱いについては、個別の判断基準や算出方法を定めた細則を整備し、発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む。）については、徴収不能引当金に計上することを検討されたい。</p> <p>【社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 経理規程（平成26年4月1日改正）】 （徴収不能引当金） 第57条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上するものとする。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。</p> <p>2 徴収不能引当金として計上する額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額。 (2) 前号に規定する債権以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。</p>	<p>「徴収不能引当金の取扱いを含む債権の管理に関する細則」として、「経理規程施行要領」及び「債権取扱要領」を整備し、平成27年4月1日付けで施行した。細則の整備に当たっては、発生から1年超経過し回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上するよう規定した。</p>
	売掛金		未収金		合計																		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																	
平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額	3件	3,600	77件	1,924,655	80件	1,928,255																	